

国 住 事 防 第 9 号
令和 6 年 9 月 26 日

いす式階段昇降機製造業者 殿

国土交通省住宅局建築指導課
建築物事故調査・防災対策室長
(公印省略)

いす式階段昇降機使用時における安全ベルト使用の周知徹底について

日頃より国土交通行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、いす式階段昇降機を使用している際に、座席から身体がずれ落ちたことを起因として死亡する事故が発生しました。いす式階段昇降機における安全ベルト使用の周知徹底については、別添「いす式階段昇降機の転落事故防止対策について」（令和 2 年 3 月 2 日付け国住昇第 15 号）のとおりお願いしているところですが、このような事故が発生したことは誠に遺憾です。

いす式階段昇降機には、座席からの転落を防止するために安全ベルトを設けるよう規定しておりますが、本件事故においては、安全ベルトは設けられていたものの、使用者が安全ベルトを使用していなかったため、座席からずれ落ちたものと推定されます。

貴職におかれましては、いす式階段昇降機を設置する際に、所有者に対して、いす式階段昇降機を使用する時は、安全ベルトを必ず使用するよう周知徹底していただくとともに、既に設置されているものについては、保守点検等の機会を捉えて、改めて周知徹底いただくようお願いいたします。

また、貴社以外の業者が貴社のいす式階段昇降機を設置する場合は、設置業者に対しても、この旨周知徹底いただくようお願いいたします。